国名	フィンランド				
公的年金の体系	社会保険方式の所得比例年金及び税方式の国民年金・保証年金からなる。  Earnings-related pension, national pension, guarantee pension and housing allowance in 2022				
					Pension €/Month
		2 500			
	2 250	Housing allowance			
	2 000				
	1750	Guarantee pension			
	1500	National pension			
	1250				
	1000	Earnings-related pension			
	500	Net pension +			
	250	housing allowance			
	0				
	0 500 1000 1500 2000 2500 3000 3500 4000 4500 5000 Salary €/month				
	Source	e: Finnish Centre for Pensions			
被保険者	・所得比例年金は、17-68歳で、€61.37/月以上の収入の	つある者(自営業者を含む)			
(◎強制△任意×非加入)	・国民年金及び保証年金(税方式)は、すべての居住者				
	民間セクターの被用者を対象とし、全所得比例年金の被保険者の6割をカバーする				
	用者保険法(TyEL)における保険料率は次のとおり				
	24.85% (被用者のシェアは7.15%。ただし53-62歳は8.65%)				
 支給開始年齢	63歳 (1954年以前生まれの者)。その後は、出生年1年につき3月ずつ支給開始年齢				
<b>人相切如</b>	が引き上げられ、1962-1964年生まれの者については65歳である。1965年以降に生				
	れた者については、平均余命の変動に応じて調整される。				
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
甘木巫奶姑	繰上・繰下支給あり。部分年金も可能。				
基本受給額		∧ ∧ 1元型			
給付の構造	○所得比例年金 年金対象収入(年額)×1.5%×平均余命係数				
	※過去の収入については、再評価(所得の伸び0.8、物価上昇0.2)				
	※付与率については、現在、53歳以上の年齢で1.7%に上乗せ中				
	○国民年金 定額 €679.50/月(2022単身)所得比例年金の額の1/2ずつ減額				
	○保証年金 €855.48/月-(所得比例年金額+国民年金額)				
<b>听得再分配</b>	国民年金及び保証年金はすべて税財源による。				
公的年金の財政方式	所得比例年金: 賦課方式 (積立金あり)				
	国民年金及び保証年金:賦課方式				
国庫負担	所得比例年金はすべて保険料財源。国民年金及び保証年金はすべて税財源。				
年金制度における最低保障	保証年金による。(併せて年金受給者住居手当あり)				
無年金者への措置	税方式の国民年金と保証年金(及び年金受給者住居手当)				
公的年金と私的年金	業界・企業による年金、自発的な個人年金があるが、いずれも規模は大きくない。				
国民への個人年金情報の提	WEB上で年金記録の確認や年金額の試算が可能である	ほか 印刷物の請求も可能。			

(吉野隆之・前年金シニアプラン総合研究機構上席研究員)

# フィンランドの年金制度

吉野隆之(前年金シニアプラン総合研究機構 上席研究員)

### 1. 制度の特色

フィンランドの人口は約555万人, 高齢化率は 23.0% (2021) である。

2021年には約14千人の人口増加があったが、自然 増減は減少に転じており、純移民18千人が人口増の 主因である<sup>1</sup>。平均余命は、男79.0歳、女84.6歳(2020) である。合計特殊出生率は急落しているが、2020年 は、前年の過去最低1.35から1.37へ僅かに上昇して いる<sup>2</sup>。

フィンランドの公的年金は, 所得比例年金, 国民 年金及び保証年金の3つからなる。

所得比例年金は、自営業者を含むすべての労働者をカバーする社会保険方式の年金である。その運営は、複数の所得比例年金保険者による。

国民年金及び保証年金は、居住のみを要件とする 税方式の年金であり、全人口をカバーする。その運 営は、フィンランド社会保険協会(Kela)が担う。

国民年金は補足的な給付であり、所得比例年金の金額に応じて減額される。保証年金は、国民年金及び所得比例年金の合計額が一定額に満たないときに、差額分を支給するものであり、これらを通じてすべての年金受給者への基礎的な所得保障が行われる。

### 2. 沿革

フィンランドにおける所得比例年金の主な部分は 1960年代に施行された。被用者や国・地方の公務員 に加えて、これらに含まれないケアワーカー等の公 的セクターの人々も年金にカバーされるようになった。2000年代には、スポーツ選手、研究者、芸術家 等の新しいグループもカバーされた。

国民年金は、1956年に施行された。2010年以前は 国庫及び雇用主の保険料負担により賄われていたが、 2010年からは全額国庫負担となった。2011年には保 証年金が開始された。

年金制度の大きな改革として、2005年と2017年の 改革があげられる。

#### (1) 2005年の年金改革

2005年の年金改革は、特に所得比例年金について、その40年の歴史上最大といわれる改革がなされ、ほとんど新たな年金制度が施行されたに等しい影響を生じたといわれている。改革の目標は、実行上の受給開始年齢を2~3年繰り下げることにより、平均寿命の伸長に対応することと、2007年の民間セクターの所得比例年金の統合に向けた制度改正を行うことであった。

具体的には、受給年齢の柔軟化 (63-68歳), 年金 付与方法の変更 (生涯平均所得へ), 平均余命係数 の導入, 高齢被用者の保険料率引上げ, 自営業者の 柔軟な保険料率などの改正が行われた。

### (2) 2017年の年金改革

2017年改革の目的は、平均余命の伸長に対応して、 所得比例年金財政を将来にわたって安定させること にあった。人々がより長く働くことを奨励し、適切 な年金額の確保と財政的・世代横断的な公正を実現 しようとするものである。

このために、適用年齢の引下げ(18→17歳)、給付乗率の標準化、支給開始年齢の引上げ(毎年3月ずつ引き上げて2027年に65歳とし、それ以降は平均余命にリンクさせる)及び保険料の見直し等の措置が講じられた。

#### 3. 制度体系の概要

# (1) 年金受給者

フィンランドの年金制度においては、所得比例年金制度が相当の部分を占めている。2020年末の全年金受給者約1,618千人のうち、所得比例年金単独の受給者が63%、所得比例年金と国民年金を併給されている者が31%であり、国民年金のみを受給する者は約6%である3。

事業主が支弁する企業年金や個人的に積み立てた 付加的な年金の役割は小さなものであり、公的年金 が全年金給付の95%を占めている。

# (2) 被保険者

フィンランドでは、給与所得者及び自営業者は、 所得比例保険に加入しなければならない。2020年末 に所得比例年金に加入している者は、約238万人で ある。所得比例年金は、職種に応じた多くの法律によって規定されている。職種ごとの被保険者の内訳は、民間(TyEL法)が156万人、国・地方(ケアワーカーを含む)・教会が70万人、自営業者(YEL、MYEL)が27万人などとなっている。

なお、国民年金及び保証年金は、居住のみが要件 である。

### (3) 住居手当

フィンランドには、低所得の年金受給者に対する 住居手当制度があり、最大€565.33/月(単身者。 2022年)が支払われる。

# 4. 給付算定方式、スライド方式

### (1) 所得比例年金

所得比例年金制度は多くの法制度に分かれているが、本稿では、民間部門の所得比例年金制度(TyEL)について記す。本制度は被用者の約65%をカバーしており、他の所得比例年金制度も概ねTyELに準じているとされる。

### ① 給付額の算出

17歳(自営業者は18歳)から加入義務の終了する年齢(例:1954年生まれでは68歳,1962年以降生まれで70歳)の各年の収入に1.5%の乗率を適用して算出される。2017年から25年までの移行期間においては53歳から62歳の者への乗率は1.7%とされている。年金受給者に係る乗率も同じ率である。

古い期間の収入については、所得や物価の水準を 勘案して再評価される。このとき、賃金上昇には0.8、 物価上昇に0.2の比重がかけられる。なお、裁定後 の年金に対するスライドは、賃金0.2、物価0.8の比 重による。

# ② 平均余命係数

2010年から導入された「平均余命係数」は、平均余命の伸長にあわせて新規裁定年金を減額する制度である。この措置は、寿命の伸長による年金支出の増加を抑えるとともに、人々がより長く働くことを勧奨するためのものである。例えば1960年生まれの者の平均余命係数は0.94659であり、これは、基準である1947年生まれの者に対して約5.3%の減額となることを意味する。政府は、削減された年金を、就労継続によって年金受給年齢を繰下げ、それによ

る年金額の割増で回復することを勧奨している。

### ③ 支給開始年齢

1954年以前生まれの者に係る支給開始年齢は63歳である。その後は、出生年1年につき3月ずつ支給開始年齢が引き上げられており、1962-1964年生まれの者については65歳である。1965年以降生まれの者については、平均余命の伸長を調整するために2027年以降決定される予定である。

#### ④ 部分年金

61歳(1964年生まれの者は62歳。以降は平均余命に連動)以上の者は、働いているか否かにかかわらず、25%または50%の老齢年金を受給する選択ができる(全体の繰上げ受給はできない)。早期に受給する部分については、1月あたり0.4%の割合で年金額が減額される。

なお、繰下げ受給も可能であり、この場合の割増率も0.4%/月である。

#### ⑤ 給付額と水準

2020年における老齢年金の新規裁定は4.1万件で、 平均年金額は、€1,960/月である(男性€2,229, 女性€1.712)。

また、2020年末の全受給者の平均年金額は、 €1,762/月であるが、男性では€1,983、女性では €1,579と、€400/月の格差があり、就労期間と平均 賃金の差によるものと説明されている。OECDの Pensions at a Glance(2019)によると所得代替率 は56.5%である。

### (2) 国民年金

#### ① 給付額

国民年金は、保証年金とともに、所得比例年金が 少額か全くない場合の年金受給者の所得を保障する ものである。年金受給者の約半数が国民年金を受給 しており、国民年金と後述の保証年金を満額受給す る場合、フィンランドの平均的な被用者の収入の 25%近くの水準となる。法改正や所得比例年金の受 給額の向上により国民年金受給者は減少している。

国民年金の満額(単身者)は,月額€679.50(2022年)である。所得比例年金1に対し0.5が国民年金から減額され,所得比例年金額が月額€1402.63のときに国民年金は支給されなくなる。

なお、有配偶または同居の場合の国民年金の額は

€606.65/月, 国民年金が全額支給停止となる所得比 例年金額は€1.256.88/月である。

国民年金には老齢年金のほかに障害年金、遺族年 金及び手当類がある。

#### ② 支給開始年齢

国民年金制度における支給開始年齢は,65歳である。所得比例年金の支給開始年齢が65歳以上に引き上げられた場合には,国民年金の支給開始年齢も引き上げられる。

### ③ 繰上げ受給,繰下げ受給

老齢年金は、63歳から繰上げ受給をすることができる。減額率は0.4%/月である。1958年以降生まれの者については繰上げ受給が可能なのは64歳であり、所得比例年金の支給開始が65歳からとなる1962年以降生まれの者については、繰上げ受給はできなくなる。

繰下げ受給も可能であり、この場合の割増率は 0.6%/月である。

#### (3) 保証年金

### ① 意義

保証年金は、年金受給者の国民年金と所得比例年 金の合計額が、法定の最低年金収入基準を下回って いる場合に、当該差額相当額が支払われるものであ る。

保証年金を受給するのは10万人をわずかに上回り, 全受給者の8%程度である。

# ② 支給額

2022年における最低基準は€855.48/月である。国 民年金は単身か夫婦等かで額が異なるが、保証年金 については均一の額となっている。差額の支給であ るため、他の年金収入1に対して保証年金1が減額 される。

### (4)総年金給付費用

2020年の年金支払い額は333億ユーロであった。この内訳は、所得比例年金(297億ユーロ)、国民年金・保証年金等フィンランド社会保険協会(Kela)が支払った年金(25億ユーロ)に加え、自賠責・労災等の年金や事業主による任意の制度によるものが約1.1億ユーロなどとなっている。

年金給付額は、2020年の社会保障支出全体の約

45%, GDPの14%を占めている。この10年間で、すべての社会保障の年金支出全体に占める割合は3%ポイント増加し、GDP比では2%ポイント増加した。

### 5. 負担. 財源

### (1) 所得比例年金

### ① 被保険者

被用者保険法(TyEL)において、加入義務のある労働者は、17-68歳で、かつ、その収入が適用最低限度を超えている者である。この最低限度は€61.37/月とたいへん低い水準であるため、実質的にはすべての有償雇用に対して年金が適用されることとなる。上限年齢は、1958年生まれ以降の者は69歳、1962年以降生まれの者については70歳に引き上げられる。

#### ② 保険料率

保険料は、雇用者・被用者双方が負担するが、負担割合は雇用者の方が大きい。また、保険料率は所得比例年金の種別によって異なっているが、被用者のシェアについてはどの制度に属していても同率に設定されている。また支給開始直前の被用者の料率が高く設定されている。

代表的なTyEL (2022) では,

保険料率(合計) 24.85% うち 被保険者(53-62歳) 8.65% 被保険者(それ以外) 7.15%

# ③ 自営業者の所得比例年金

自営業者は、自営業者年金法YELの下で、年金会社または年金基金が運営する自営業者所得比例年金に加入しなければならない。

加入義務は、18-67歳(上限年限は引上げ過程にある)で€8,261.71/年(2022年)以上の推計所得がある者が対象となる。YEL法による自営業者の人数は、全所得比例年金被保険者の9%程度とされている。

保険料は、自営業者が申請するYEL法上の所得を基礎に算定される。このYEL所得は、労働投入量の価格であり、「その仕事を外部の誰かに遂行させた場合に支払う賃金」等を基礎とするもので、会社の売上げや課税所得に直接基づくものではない。YEL所得は€187,625/年(2022年)が上限である。実務上YEL所得は過少に申告されることが多く、平

均的収入より約3分の1低いのが実態であるとされている。

保険料率は、24.1%(53-62歳は25.6%)である。 起業後48か月未満の者には料率の軽減措置がある。 また、事業が好調の時には10-100%の割増保険料を 払い、不調な時には10-20%割り引くこともできる。 未納も含め、給付は実際に支払われた保険料を基礎 に算定される。

### (2) 国民年金・保証年金

国民年金及び保証年金は、税方式である。受給には、16歳以降最低3年間の居住期間があり、現にフィンランドに在住していることが必要である。

# 6. 財政方式, 積立金の管理運用

#### (1) 所得比例年金

① 賦課方式(一部は積立金から拠出)による運営フィンランドの所得比例年金においては、ある年の年金支払額は、主たる部分は当年の保険料で、残りの部分は積立金とその運用果実によって賄われる。

### ② 資金フロー

2021年の所得比例年金に係る資金フローは図1のとおりである。

③ 積立金の運用

積立金の保有及びその運用は、高齢化に伴う年金 給付費の増加による保険料水準の上昇を軽減するた めに行われる。

2021年の実質運用利回りは11.9%(1997-2021年は4.6%),同年末の積立金残高は2,549億ユーロであり、その資産配分は表1のとおりである。

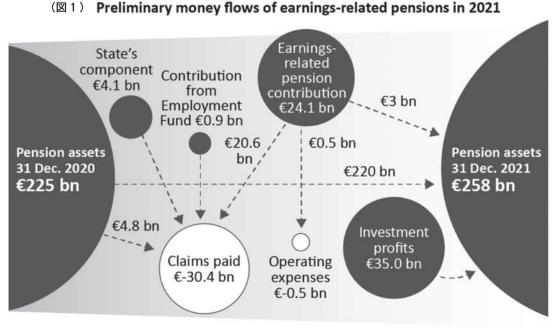
(表1) 年金積立金の運用状況

資産区分			投資先		
株式又は株式類似商品	54%		フィンランド	23%	
債券	30%		その他のユーロ圏	16%	
不動産	8%		ユーロ圏外	60%	
ヘッジファンド	8%				

(出所) フィンランド年金センターの資料より筆者作成

### (2) 国民年金・保証年金

国民年金の支出はすべて税財源・賦課方式によって賄われており、2019年における国民年金及び保証年金の支払額は23億ユーロである。なお、少額の調整用基金が設けられている(年間支払額の3.5%以上。資産額は75百万ユーロ(2019年末)で最低必要額を4百万ユーロ上回っている。)。



Source: Finnish Centre for Pensions, Tela

# 7. 制度の企画・運営体制

### (1) 所得比例年金

### ① 制度の企画

所得比例年金に関する制度の内容は、国(社会保健省)の管轄下にあるが、その原則は、国、被用者、事業主(及び自営業者)の三者間の広範な協議において方向づけられる。

# ② 制度の運営

所得比例年金の運営は、複数の年金保険者に授権 されている。民間部門では制度上の年金が年金保険 会社、特別な年金保険者、事業所年金基金や産業別 年金基金によって運営されている。公務部門にも複 数の保険者がある。

運営が分権的に行われるので、一定の機能はフィンランド年金センターが制度上集約して実施する。

複数の職歴のある場合でも、申請は一か所にすれば十分である。「最後の保険者原則」により、最後の雇用場所での保険者が全雇用期間の年金額を算定し、支給する。この支給を担当する保険者は、他の保険者の負担分をフィンランド年金センターの算定により徴収する。

### (2) 国民年金及び保証年金

国民年金及び保証年金は、フィンランド社会保険協会(Kela)が国からの支払いを受けて支給する。 Kelaは、議会の監督下にあり、国民年金等の業務のほか、家族手当、失業給付、健康保険、学生の財政支援、リハビリ等幅広い業務を担当する。

# 8. その他の事項

#### (1) 私的年金

公的年金以外の年金として、業界や企業による年金制度及び私的・自主的な私的年金があり、長くなる就学期間や育児期間による年金額の低下を補い、引退後の生活を豊かにする、あるいは早期退職を可能とするなどの機能も期待されている。しかし、フィンランドでは公的年金のカバーが広く、年金算定対象となる所得及び年金額そのものにも上限がないことから、私的年金の存在感は大きくない。保険料ベースで、公的年金が95%、その他の年金は5%程度にとどまる。

#### (2) 年金受給者住居手当

低所得の年金受給者向けに,「年金受給者住居手 当」の制度がある。年金受給者住居手当は次の式に よって算定される。

年金受給者住居手当=0.85×(基準内の住居費用 - {基礎的控除+収入等による追加控除})

2020年における対象住居費用の上限はヘルシンキ等で $\in$ 8,613/年。基礎的控除は、 $\in$ 631.94/年であり、追加控除における収入に応じた控除率は $\pm$ 41.3%である。

最大€565.33/月の手当が支払われる。

#### (3) わが国との社会保障協定の締結

2019年9月、日本とフィンランドは、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保などの課題を解決するための社会保障協定を締結し、国会における承認を経て、2022年2月に発効した。

### 9. 今後の動向・課題

本文中にも記載したとおり、フィンランドでは2017年の年金改革の施行が継続中であり、1年に3月ペースでの支給開始年齢の引上げが進行中である。改革の主要なテーマとされてきたのは、伸長する平均寿命に対応して、現役期間と年金受給期間のバランスをとることにあり、支給開始年齢の引上げ、平均余命係数の導入等を通じて実効上の受給年齢の引上げを図っている("Work Longer and Receive a Higher Pension")。支給開始年齢が65歳に達する2027年以降は、支給開始年齢は平均余命の伸長にあわせて決定されることとなっている。

2019年にマリン首相が公表した「INCLUSIVE AND COMPETENT FINLAND」と題した政策パッケージにおいては、現在、国民年金と保証年金によって設定された年金の最低水準に関し、€50/月の増額を図るために183百万ユーロを投入することを表明したほか、保険料の引上げを行うことなく€1,400/月未満の年金に€100の純増を図るために、三者委員会でのレビューを開始することとされている。

そのほか,障害年金受給者の就労意欲の喚起や自 営業者年金における所得推計方法の見直し等のプロ ジェクトが進行しており,今後とも積極的な制度見

### 直しが行われる見込みである。

.....

#### 〈注〉

- https://www.stat.fi/tup/suoluk/suoluk\_vaesto\_en.html#Population%20and%20population%20projection%20by%20age%20group(2022年4月5日閲覧)。
- https://www.stat.fi/til/synt/2020/02/synt\_2020\_02\_2021-12-03\_tie\_001\_en.html (2022年4月5日閲覧)。高学歴の女性の出生率が、長い減少の後上昇に転じたとしている。
- <sup>3</sup> Statistical Yearbook of Pensioners in Finland 2020 (2021 年11月 Finnish Centre for Pensions)

#### 主な参考文献

・以下の各機関のウェブサイト フィンランド年金センターETK: https://www.etk.fi/ フィンランド社会保険協会Kela: https://www.kela.fi/

- · OECD (2019), Pensions at a Glance 2019: Country profiles-Finland.
- ・フィンランド年金センター (2010)「フィンランドの法定 年金制度2009年長期推計」(厚生労働省年金局数理課 訳)
- ・吉野隆之(2020):「平均余命の伸長に着目した新規裁定 年金額の自動調整システムの一例について~フィンラン ドの平均余命係数 the life expectancy coefficient」年金シ ニアプラン総合研究機構調査研究レポート